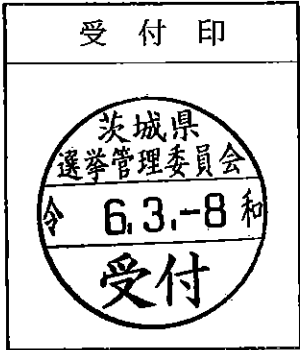


# 収支報告書

台帳番号

697

令和 5 年分 (令和 年 月 日開催分)



(ふりがな)

1 政治団体の名称

たかはしからのり こうえんかい  
高橋カリリ 後援会

2 主たる事務所の所在地

古河市西牛谷411

3 代表者の氏名

関 勝巳

4 会計責任者の氏名

高橋 彰子

事務担当者の氏名

高橋 彰子

( 電話 )

0280-98-1572

## 政治団体の区分

- 政 党  
 政 党 の 支 部  
 政 治 資 金 団 体
- 政治資金規正法第18条の2  
 第1項の規定による政治団体  
 その他の政治団体  
 その他の政治団体の支部

## 活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等  
 同一の都道府県の区域内

## 資金管理団体の指定の有無

- 有  
 無

公 職 の 種 類

資金管理団体  
の届出をした  
者の氏名

## 国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項  
 第1号に係る国会議員関係政治団体  
 政治資金規正法第19条の7第1項  
 第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補  
者の氏名

公 職 の 種 類

## 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

## 国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで



(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑して下さい。

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 領収書等の写し
- 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

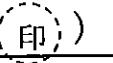
令和 6 年 3 月 5 日

政治団体の名称 高橋 かつり 後援会  
会計責任者の氏名 高橋 彰子



※代表者については、解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること。

（代表者の氏名）



（備考）  
会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名又は記名押印による場合は、この限りでない。